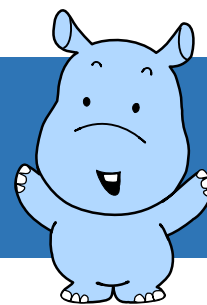


私道内の下水道管整備を
お手伝いします。



私道対策受託下水道工事

共同排水設備工事の助成

令和7年4月

横浜市下水道河川局
各区土木事務所

横浜市は私道に2戸以上で 共同の下水道管を入れるお手伝いをします。

各種制度

提出書類と適合条件により、対応制度が次のようになります。

	私道対策受託下水道工事	共同排水設備工事の助成
対象家屋数	所有者の異なる2戸以上(公道に面する家屋は除く)	
私道の幅員	おおむね1.5m以上	工事可能な幅員
負担金	なし ※1	工事費用の1割 ※2
敷設管	公共下水道	私有管(共同排水設備)
工事発注	横浜市	申請者
工事後の管の管理	横浜市	利用者
工事後の道路の管理	土地所有者	

※1 負担金・・・なし(地上権設定に伴う分筆費用等は申請者が負担)

※2 負担金・・・工事費用の1割(助成限度額800万円を超えた場合の不足分)

お問い合わせ先

最寄りの土木事務所へご相談ください。

施設名	電話番号	施設名	電話番号
鶴見土木事務所	510-1669	金沢土木事務所	781-2511
神奈川土木事務所	491-3363	港北土木事務所	531-7361
西土木事務所	242-1313	緑土木事務所	981-2100
中土木事務所	641-7681	青葉土木事務所	971-2300
南土木事務所	341-1106	都筑土木事務所	942-0606
港南土木事務所	843-3711	戸塚土木事務所	881-1621
保土ヶ谷土木事務所	331-4445	栄土木事務所	895-1411
旭土木事務所	953-8801	泉土木事務所	800-2532
磯子土木事務所	761-0081	瀬谷土木事務所	364-1105

私道対策受託下水道工事制度

私道に面した家屋の水洗化の普及促進を目的とし、公道移管が困難な私道に対して、関係住民の皆さまから申し出があり、一定の条件を満たす場合に、本市が下水道整備を行います。

私道対策受託下水道工事制度の概要は、この冊子に記載したとおりですが、詳細は各区の土木事務所にお尋ねください。

整備の条件

- (1) 申請の箇所は、処理区域または、近く処理区域になること。
- (2) 私道の幅員は、おおむね1.5メートル以上で、支障なく下水道工事ができること。
また、維持管理上必要な範囲に無償で区分地上権の設定ができること。
- (3) 利用する戸数は、異なる家屋の所有者で公道に面した家屋を除き2戸以上あること。
- (4) 申請者等が、市長に対して必要な書類を提出すること。

申請方法

- (1) 本申請に先立ち、市長に私道対策受託下水道工事調査依頼書を提出し、適否を判定する。
- (2) 適合を受けた後、私道対策受託下水道工事施行申請書を提出する。
提出の際に、下記書類も添付すること。
 - ・区分地上権設定の同意書
 - ・私有水道管の移設および切回し等に関する委任状
 - ・私有排水設備の撤去または改良等に関する委任状
 - ・私道対策受託下水道工事施工承諾書

負担金

原則なし

※家庭の排水事情により、別途負担していただく場合があります。

維持管理

下水道管の管理……横浜市
道路の管理……土地所有者

共同排水設備工事助成制度

私道に面した家屋の水洗化の普及促進と公衆衛生の確保を目的とし、私道対策受託下水道工事が困難な私道に対して、関係住民の皆さまから申し出があり、一定の条件を満たす場合に、本市が助成金を交付します。

共同排水設備工事助成制度の概要は、この冊子に記載したとおりですが、詳細は各区の土木事務所にお尋ねください。

助成対象の要件

- (1) 所有者の異なる二戸以上(公道に面した家屋を除く。)の排水に供される排水設備であること(アパートなどの集合住宅は、建物ごとに一戸と扱う。)
- (2) 接続先が公共下水道管であること(分流地区は汚水系統のみを対象。)
- (3) 国、公共団体、公社等の公法人が所有又は管理する共同排水設備でないこと
- (4) 排水経路が確認できる状態であること

申請方法

- (1) 申請に先立ち、事前審査で適否を判定をする。
 - ・委任状、同意書、誓約書、土地登記簿謄本等
- (2) 適合を受けた後、市長に共同排水設備工事助成及び助成金交付申請書を提出する。提出の際に、下記書類も添付すること。
 - ・位置図、平面図(1/250～1/500)、工事費見積書、工事該当箇所を確認できる排水設備計画確認申請書等

助成金額

助成金額 工事に要する費用の10分の9以内とし、800万円を限度とする。

維持管理

下水道管の管理……利用者
道路の管理……土地所有者